

# 令和6年度 第4回大垣市子育て支援会議

と き：令和6年10月16日（水）13:30～

ところ：大垣市役所 4階 情報会議室

## 次 第

### 1 委員の委嘱について

大垣市子育て支援会議委員名簿

別紙

### 2 会長及び副会長の選出について

### 3 議 題

#### (1) 次期子育て支援計画の策定について

（仮称）大垣市こども未来計画 素案②（後編）

資料No. 1

### 4 その他

## 令和6年度 大垣市子育て支援会議 委員名簿

令和6年10月1日現在

区分	氏名	役職等
学識経験者	光井 恵子	大垣女子短期大学幼児教育学科 学科長
	藤岡 恭子	岐阜協立大学 経済学部 教授
子育てに関し優れた識見を有する者	井上 直美	大垣市民生・児童委員協議会 主任児童委員会 会長
	早野 雅子	大垣市小中学校長会 南小学校 校長
	平野 宏司	大垣私立幼稚園連合会 キートスガーデン幼稚園 園長
	浅野 弘峰	大垣民間保育園連合会 みそぎ保育園 園長
	松村 麻里	大垣市PTA連合会 会長
	大橋 奈麻輝	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 事務局長
	三代 広子	大垣市子ども会育成連絡協議会 会長
	安田 典子	特定非営利活動法人 くすくす 副理事長
その他市長が適当と認める者	竹本 靖彦	大垣市医師会 理事
	三輪 正直	大垣商工会議所 専務理事
	村橋 真貴子	連合岐阜西濃地域協議会 局員
公募委員	松好 和子	
	古田 せな	

(敬称略、順不同)

区分	氏名	役職等
大垣市子育て支援 会議事務局	毛利 正人	こども未来部長
	新森 信市	子育て支援課長
	高嶋 博一	子育て支援課長 (こども家庭センター担当)
	小林 晋	保育課長
	木村 紀代美	保育課長 (幼保・要保護児童対応・子育て支援センター担当)
	永井 康	子育て総合支援センター所長
	高木 康洋	子育て支援課主幹
	箕浦 利仁	子育て支援課主幹
	内山 良	子育て支援課主幹
	渡邊 英佑	子育て支援課主幹
	田中 宣光	保育課主幹
	高木 明弘	保育課主幹
	松原 和彦	子育て支援課主査
	服部 夕里子	子育て支援課主事
関係課	小泉 佳彦	男女共同参画推進室主幹
	内藤 純子	保健センター主幹
	林 のり子	学校教育課主幹
	田島 善之	社会教育スポーツ課主幹

すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち  
こどもまんなか社会の実現を目指す 共育てのまち

# (仮称)大垣市こども未来計画

(令和7年度～11年度)

## 素案② (後編)

令和7年3月

大 垣 市



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景
2. 計画の対象
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. こども及び子育て支援に関する調査等
6. 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

## 第2章 現状と見込み

1. 人口等の状況
2. アンケート調査結果からみえる現状

---

## 第3章 施策の展開

1. 基本理念 ..... 1
2. 基本目標 ..... 2
3. 施策の体系・展開 ..... 3
  - 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり ..... 4
  - 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり ..... 12
  - 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり ..... 18

## 第4章 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策

1. 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等 ..... 22
2. 必要事業量と提供体制の確保 ..... 24

## 第5章 計画の推進体制

1. 大垣市子育て支援会議 ..... 45
2. 計画の進行管理 ..... 45

---

## 資 料

1. 計画策定経過
2. (仮称) 大垣市こども未来会議
3. 大垣市子育て支援対策推進本部設置要綱
4. (仮称) 大垣市こども未来条例

# 第 3 章 施策の展開

## 1 基本理念

国の『こども大綱』では、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、大垣市第三次子育て支援計画の「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども大綱に掲げる「こどもまんなか社会」の実現及び「大垣市未来ビジョン」の未来都市像の実現を目指し、「すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち こどもまんなか社会の実現を目指す 共育てのまち」を基本理念とします。

### 【 基 本 理 念 】

**すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち  
こどもまんなか社会の実現を目指す 共育てのまち**

## 2 基本目標

少子化や子育て環境の変化に伴い、こどもの健全な成長と子育て支援の充実が社会的課題となっています。そのため、すべてのこどもが健やかに成長し、安心して子育てできる社会を目指し、質の高い保育・教育環境の整備や切れ目ない支援体制を構築するとともに、こどもの意見を尊重したまちづくりが求められています。

これらの課題に総合的に取り組むため、次の3つを基本目標とします。

### 基本目標1

#### こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

すべてのこどもが生き生きと育つことができるよう、生涯にわたる人格形成の基礎となる、質の高い保育・教育環境づくりを行います。

また、すべてのこどもの健やかな成長を支えるため、ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供や相談体制の充実、特別な配慮を要するこどもへの支援強化を図ります。

### 基本目標2

#### 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

すべてのこどもが取り残されることなく、より豊かに暮らし、社会全体で子育てのしやすさを実感できるような仕組みやマインドづくりを行います。

また、産前産後から子育て期を通じた継続的な支援を提供できる体制の整備や、子育て世帯が地域の中で孤立しないような支援体制の充実を図ります。

### 基本目標3

#### こどもと一緒に取り組むまちづくり

こどもが権利の主体であることを広く周知するとともに、様々な取組を通して、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成します。

また、こども施策について、こどもの意見を聴きながら一緒にまちづくりに取り組みます。

### 3 施策の体系・展開

#### 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策1	切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実
基本施策2	保育園や学校等における遊び・学びの充実
基本施策3	いじめの防止と不登校の子どもへの支援
基本施策4	子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進
基本施策5	児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援

#### 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策1	こどもの居場所づくりの推進
基本施策2	就労支援及び結婚支援
基本施策3	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
基本施策4	子育て支援及び家庭教育支援
基本施策5	共育での推進
基本施策6	こどもの貧困対策の推進

#### 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策1	こどもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり
基本施策2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
基本施策3	子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信
基本施策4	こどもや子育てを社会全体で支える機運の醸成

## 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

### 基本施策1 切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実

#### 【現状と課題】

○産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を行うため、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築や、多様なニーズに応じた伴走型相談支援、経済的支援の充実が求められています。

○本市では、こども家庭センターを中心に、産前から切れ目ない相談支援を実施し、妊産婦健康診査や産後ケア、乳幼児健康診査を通じた母子の健康に関する支援を行っています。また、経済的支援として、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成や、本市独自の妊活検診費用の助成などを行っています。今後は、必要な人に適切な支援を確実に提供することが必要です。

#### 【施策の方向】

○産婦健康診査等を通じた母子の健康に関する支援を行うとともに、潜在的に支援が必要なこどもやその家族を早期に発見し、アウトリーチ型支援を含めた伴走型相談支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	保健・医療提供体制、相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊活検診費の助成</li><li>・妊産婦健康診査の実施</li><li>・産後ケアの実施</li><li>・こども医療費の助成</li><li>・相談支援体制の充実</li></ul>

## 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

### 基本施策2 保育園や学校等における遊び・学びの充実

#### 【現状と課題】

- 家庭や保育所など幼児期までのこどもの育ちを支える場においては、国の「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づき、心身の状況や環境に配慮しながら、こどもの育ちを等しく切れ目なく保障する必要があります。また、学校は学びの場だけでなく、安全で安心できる居場所であり、他者との関わりを通じて成長する重要な場所であることから、学校生活の充実が求められています。
- 本市では、保育・幼児教育の充実や、子育て支援拠点の整備などに取り組んでいます。今後は、ニーズに応じた保育・幼児教育の提供や身近な場所での相談機関の整備が必要です。
- 小中学校では、主体的な学びを推進し、確かな学力や正しい生活習慣を身に付けるとともに、食育教育、健康教育の充実を図っています。また、大垣独自の学習である「ふるさと大垣科」や、地域の課題を見つける「大垣市×SDGsお化け」などを実施し、郷土愛の醸成に努めています。今後は、増加する特別な支援を必要とするこどもへの対応や、こどもの社会的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付ける取組をより充実させる必要があります。

#### 【施策の方向】

- 保護者の利用ニーズ等への対応に加え、病児及び特別な配慮を要するこどもへの保育・療育支援体制の充実や、身近に相談できる地域子育て相談機関の整備を図ります。また、保育者の確保や負担軽減、教職員の働き方改革などを進め、質向上を図ります。
- 発達障がい児や医療的ケア児への支援など、特別支援教育の充実を図ります。また、地域と学校の連携強化や学校生活における適切な指導に努めるとともに、職業体験などを通じて、同年代だけでなく、乳幼児から高齢者まで幅広い人々と交流する機会の創出を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	幼児期までのこどもの成長の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等施設・設備の充実</li> <li>・ 保育・幼児教育制度の整理</li> <li>・ 保幼小連携の推進</li> <li>・ 保育人材の確保</li> <li>・ 病児保育実施施設の確保</li> <li>・ 個別指導対応園の充実</li> <li>・ ひまわり学園の機能拡充の検討</li> <li>・ 地域子育て相談機関の整備</li> </ul>
2	小中学校における学び・育ちの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設・設備の充実</li> <li>・ 教職員の働き方改革の推進</li> <li>・ 特別支援教育の充実</li> <li>・ 部活動の地域移行の推進</li> <li>・ 職業体験等の実施</li> </ul>

## 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

### 基本施策3 いじめの防止と不登校の子どもへの支援

#### 【現状と課題】

- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組む必要があります。また、不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校というだけで問題行動であると受け取ることのないよう配慮する必要があります。
- 本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、思いやりの心を育む活動や生活アンケートを実施するなど、いじめの防止に取り組んでいます。今後は、こどもの意向を反映したいじめ防止の取組や早期発見・対応、相談体制の整備など、総合的ないじめ防止対策の強化が必要です。
- 不登校の子どもへの支援については、とまり木教室の設置や、インターネット上の仮想空間（メタバース）による居場所の提供の実証を行っていますが、より一層の支援体制の整備が求められています。

#### 【施策の方向】

- 早期発見・対応、相談支援体制の充実など、総合的ないじめ防止対策の強化を図ります。
- スクールカウンセラー等への相談体制の整備やICTを活用した支援、関係機関との連携など、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活アンケート、教育相談の実施</li><li>・学級集団心理調査の活用</li><li>・相談窓口の周知</li></ul>
2	不登校の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ほほえみ相談員の配置</li><li>・ほほえみ教室、とまり木教室の運営</li><li>・インターネット利用による不登校支援</li><li>・西濃学園との連携</li></ul>

## 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

### 基本施策4 こどもを自殺や犯罪などから守る取組の推進

#### 【現状と課題】

- 近年、全国的な小中高生の自殺者数が増加傾向にあります。また、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や、犯罪、事故、災害などからこどもを守る取組が求められています。
- 本市では、「大垣市第2次自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現に向け、関係機関等との連携による相談支援や自殺予防に取り組むゲートキーパーの育成をはじめ、様々な機会や媒体を通じた周知啓発に取り組んでおり、今後は、更なる自殺予防対策が必要です。
- インターネットの利用については、有害情報からこどもを守ることが課題となっており、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、今後も、情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進が必要です。
- こどもの安全確保については、交通安全教室の実施や地域ボランティアによる見守り活動、通学路の安全確保、防犯カメラの設置補助など、様々な取組を行っています。今後は、こどもが安全に育つための取組の強化が必要です。

#### 【施策の方向】

- 自殺リスクの早期発見や相談体制の整備、自殺予防教育を推進するとともに、タブレットの活用による、こどもの心身の状態を把握する仕組みづくりに取り組みます。
- SNS上のトラブルの未然防止など、こどもが安全にインターネットを利用できるよう、情報モラル教育、情報リテラシー教育を推進します。
- こどもの発達段階に応じた安全教育の推進や保護者への周知啓発を図るとともに、非行や犯罪に及んだこどもとその家族への相談支援に努めます。

**【主な取組】**

No.	実施項目	実施内容
1	自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・自殺対策の周知啓発</li><li>・相談支援体制の充実</li><li>・関係機関との連携推進</li><li>・ICTを利用した心身の状態を把握する取組の検討</li></ul>
2	安全にインターネットを利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報モラル教育の推進</li><li>・情報リテラシー教育の推進</li></ul>
3	こどもの安全確保と非行防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・命と安全を守る活動の推進</li><li>・犯罪防止のための取組の推進</li><li>・通学路の安全の推進</li></ul>

## 基本目標Ⅰ こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり

### 基本施策5 児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援

#### 【現状と課題】

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながるものであり、どのような場合であっても許されるものではありません。
- 本市では、こども家庭センターを核として、要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待防止に向けた周知を図りながら、継続的な支援に取り組んでいます。今後も、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげる必要があります。
- ヤングケアラーについては、本市においても調査を実施するなど、実態等の把握に努めていますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多いという課題があります。ヤングケアラーについて正しく理解できるよう周知を行うとともに、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげる必要があります。

#### 【施策の方向】

- こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携しながら、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。
- 公的責任で社会的に養育し、保護する必要があるこどもの適切な保護と養育のため、児童相談所と情報共有する等の連携に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て相談機関等との連携</li> <li>・こどもからのSOSや相談を受け止める体制の整備</li> <li>・支援策の充実（コーディネーターの配置、訪問支援事業の実施、こどもへの周知啓発）</li> </ul>
2	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲）</li> <li>・支援策の充実（コーディネーターの配置、訪問支援事業の実施、こどもへの周知啓発）（再掲）</li> <li>・ヤングケアラーへの理解の促進</li> </ul>

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策1 こどもの居場所づくりの推進

#### 【現状と課題】

- すべてのこどもが、家や学校以外に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、地域全体で支えていくことが必要です。また、こどもが遊んだり、好きなことをしたり自由に過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得、その場を居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めるものであることを踏まえた、こどもまんなかの居場所づくりが必要です。
- 本市では、こどもたちの多様なニーズに応えるため、こどもサイエンスプラザや図書館、墨俣児童館、大垣公園など、様々な形態の居場所を提供しています。また、子ども食堂やこどもの居場所づくりなどを支援しながら、多様な居場所づくりを進めています。更に、安心できる場所や相談できる場所が必要との声もあります。今後は、こどもたちのニーズに応えられるよう、各地域に多様な居場所づくりを進めていくことが必要です。
- 留守家庭児童教室については、自宅で過ごすこどもも多い現状ではありますが、今後も、受け皿の確保が必要です。

#### 【施策の方向】

- 各地域にこどもの居場所づくりを広げ、「つどえる居場所」や「ほっとな居場所」など、多様な居場所の提供を図ります。
- 留守家庭児童教室指導員を確保し、安定的な運営を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	こどもの居場所づくりの推進	・「つどえる居場所」や「ほっとな居場所」など多様な居場所づくりの推進 ・こどもの居場所実施団体の支援
2	留守家庭児童教室の充実	・留守家庭児童教室の運営及び支援 ・留守家庭児童教室指導員の確保

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策2 就労支援及び結婚支援

#### 【現状と課題】

- 若者の就労においては、マッチングの精度を高めることで、早期離職を抑制しながら、早い段階から経験を積み、その後のキャリア形成のための基盤となる能力を培うことができるような支援が必要とされています。
- 本市では、「大垣市第3期雇用戦略指針」を策定し、働く意欲のある市民が、安心して働くことのできる社会の実現を図るとともに、市内の産業を支える人材の確保・育成に取り組んでいます。今後は、企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談、人材育成支援などに努めるとともに、若者や女性の活躍の支援を充実させる必要があります。
- 結婚支援については、婚活事業や結婚相談のほか、新婚家庭を含めた子育て世帯等への移住定住支援や住宅取得支援を実施しています。出会いの場を求める声も多く、今後も、そうした機会の創出を図るとともに、安心して働くことのできる環境整備等を進め、経済的基盤の確保促進が必要です。

#### 【施策の方向】

- 企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談などを実施するとともに、安心して働くことのできる環境の整備等により、経済的基盤の確保を図ります。
- 出会いの場の創出を図るとともに、結婚に伴う新生活への支援を推進します。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職活動段階のマッチング精度の向上</li><li>・職業相談、キャリア相談の実施</li><li>・企業の経営安定支援</li></ul>
2	結婚支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・かがやき婚活事業の実施</li><li>・結婚相談の実施</li><li>・子育て世帯移住定住活動支援</li><li>・子育て世帯等住宅取得支援</li></ul>

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策3 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

○教育費の負担が、理想のこどもの数を持たない大きな理由の一つとなっていることから、保育・幼児教育の無償化や高校等の授業料支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目ない負担軽減を実施することが求められています。

○本市では、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成をはじめ、出産・子育て応援ギフトや児童手当・児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援を行っています。今後も安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減や、若者が家庭の経済状況に関わらず進学の手続きを確保できるよう、修学支援を着実に実施することが必要です。

#### 【施策の方向】

○家庭の経済状況に関わらず、子育て世帯への支援とともに、こどもの進学機会を確保できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出産祝金の支給</li><li>・ こども医療費の助成（再掲）</li><li>・ 多子世帯の保育料等の軽減</li><li>・ 要保護児童等への就学援助</li><li>・ 奨学金の貸付</li></ul>

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策4 子育て支援及び家庭教育支援

#### 【現状と課題】

- すべてのこどもとその家庭を対象に、ニーズに応じた様々な子育て支援を行うことが求められています。
- 本市では、エンゼルサポーター事業や家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業、ファミリーサポートセンター事業等を通じて、育児や家事が困難な家庭等への支援を行っています。今後は、こども誰でも通園制度導入に向けた対応や、地域子育て相談機関の整備、また、子育て世帯を支えるためのオンライン相談やプッシュ型の情報提供を進める必要があります。
- 保護者が家庭で教育を行う家庭教育の支援については、こどもの基本的生活習慣や自立心を育む教育を行えるよう、子育て講座や家庭教育研修などを実施しており、今後も、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進することが必要です。

#### 【施策の方向】

- 子育て世帯を支えるため、地域子育て相談機関の整備やオンライン相談など、相談体制の充実とともに、確実な情報提供を図ります。
- 保護者の学びや相談支援を切れ目なく提供するなど、保護者のニーズに添った家庭教育支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・エンゼルサポーター事業の実施</li><li>・家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施</li><li>・ファミリーサポートセンター事業の実施</li><li>・地域子育て相談機関の整備（再掲）</li><li>・オンライン相談等相談体制の充実</li><li>・子育て世帯への訪問支援（再掲）</li></ul>
2	家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者への家庭教育の相談・研修の実施</li><li>・家庭教育支援員の養成</li></ul>

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策5 共育での推進

#### 【現状と課題】

- 家庭内において、夫婦が互いに協力しながら子育てし、それを職場や地域全体で支援する社会をつくる共育を推進することが求められています。
- 本市では、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てしやすい休暇の取得や父親の家事・育児参加が重要だと捉えています。家族とのコミュニケーションや社会全体の理解促進が大切という意見もあり、地域全体で子育てを行う共育での推進が必要です。
- 男性の育児休業が当たり前となる社会の実現に向け、育児休業が取得しやすい環境づくりのための啓発を行うことが必要です。また、男性の家事・子育てへの参画意識の改革に加え、企業等における職場環境や風土の見直しに向けた啓発を行うことが必要です。

#### 【施策の方向】

- 共働き、共育での推進のため、男性の家事・子育てへの参画や、育児休業が取得しやすい環境づくり、企業等への啓発を行うとともに、職場や地域全体が支援する機運の醸成に努めます。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	共育での推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕事と育児等の両立支援セミナーの開催</li><li>・男性の育児休業取得など子育てしやすい労働環境の整備</li><li>・地域全体で子育てを行う意識啓発</li></ul>
2	男性の家事・育児参加の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・男性の家事・育児参加の促進</li><li>・出産や育児に関する父親の理解促進</li></ul>

## 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

### 基本施策6 こどもの貧困対策の推進

#### 【現状と課題】

- こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどもの人生に影響を及ぼすものであり、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で支えることが重要とされています。また、ひとり親家庭は、ひとりで子育てをしながら働くことに様々な困難が伴うことから、相対的に貧困の割合が高い傾向にあります。
- 本市では、経済的支援として、教材費等実費徴収費用補助、児童扶養手当、高等学校就学準備金の支給等を実施しています。また、ひとり親家庭への支援として、養育費の確保支援や法律相談なども実施しています。今後は、経済的支援の継続に加え、各家庭の自立を促しつつ、こどもが健やかに成長できるよう支援することが必要です。
- 貧困状況にある子育て世帯の社会的孤立を防ぐため、妊娠・出産期からの相談支援にも取り組んでいます。今後は、こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、具体的な支援につなげる必要があります。

#### 【施策の方向】

- 各家庭への自立支援や、こどもの学習・就学支援を進めるとともに、こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、こどものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・教育支援等の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・多子世帯の保育料等の軽減（再掲）</li><li>・要保護児童等への就学援助（再掲）</li><li>・奨学金の貸付（再掲）</li><li>・学習支援</li><li>・ひとり親家庭等への自立支援</li><li>・養育費の確保支援</li></ul>
2	相談機関の充実・地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域子育て相談機関等との連携（再掲）</li><li>・こどもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲）</li></ul>

## 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

### 基本施策1 こどもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり

#### 【現状と課題】

○こどもの権利については、自らが権利の主体であることの理解を深めてもらうため、すべてのこどもに啓発を行うとともに、こどもが権利の主体であることを社会に向けて周知啓発していく必要があります。

○日常生活が当たり前に行えることが幸せであり、その幸せを守るためには、意見が尊重され、大切にされる環境があることが重要との声もあり、家庭、学校、地域など様々な場において、こどもが自分自身に関することについて、自由に意見を表すことができる機会を確保し、施策に反映させていくことが必要です。

#### 【施策の方向】

○こどもや社会に向けて、こどもの権利に関する周知啓発を行うとともに、こどもの意見を聴く機会を確保し、施策への反映に努めます。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	こどもの権利に関する周知啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・(仮称)大垣市こども未来条例の周知啓発</li><li>・権利に関する相談窓口の周知</li></ul>
2	こどもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもアンケートの実施</li><li>・こどもまんなか意見交換会の継続</li><li>・こどもの意見反映に向けたガイドラインの整備</li></ul>

## 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

### 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

#### 【現状と課題】

○遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、自らの遊びを充実、発展させていくことで、言語や数などの認知能力と、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの非認知能力の双方を育むことができるとされています。

○本市では、保育・幼児教育の質向上を図るとともに、こどもたちに多様な遊びや体験の機会を提供するため、情報工房や図書館、墨俣児童館など様々な施設や公園等の整備を行っています。また、自然体験や職業体験、文化芸術体験、各種こども向け講座など、幅広い体験プログラムを実施しています。今後は、こどもたちが将来の可能性を広げていけるよう、興味・関心のある分野にチャレンジできる環境づくりが必要です。

#### 【施策の方向】

○地域資源を生かしながら、年齢や発達の程度に応じた遊びや体験機会の創出を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	多様な遊びや体験活動等の推進	・体験機会の創出（自然体験、職業体験、文化芸術体験等） ・公園等施設・設備の充実
2	こどもが活躍できる機会の創出	・こどもまんなか意見交換会の継続（再掲）

## 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

### 基本施策3 子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

#### 【現状と課題】

- 保育・幼児教育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、NPOなど、子育て支援に携わる担い手の確保、育成が必要とされています。
- 本市では、保育者や相談支援員への研修をはじめ、ファミリーサポートセンターや子育てサロンを支える人材の育成など、子育て支援に関わる人材の確保や育成に取り組んでいますが、引き続き、担い手の確保や育成、専門性の向上を図る必要があります。また、子育て支援に携わる民間団体等との連携強化が必要です。
- 必要な支援を必要な人に届けるため、プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンラインでの手続き等を通じた利便性の向上を図る必要があります。また、こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、オンラインでの情報の入手が困難な人にも情報を届けることが必要です。

#### 【施策の方向】

- こどもや子育て世帯に関わる人材の確保や育成を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンライン手続き等を通じた利便性の向上を図ります。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	こどもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て支援人材の確保・育成</li><li>・ボランティア等への支援</li><li>・関係機関との連携強化</li></ul>
2	必要な支援を届けるための情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・転入者への情報提供の充実</li><li>・子育て支援情報の積極的な発信</li><li>・オンライン手続きの充実</li><li>・地域子育て相談機関等との連携（再掲）</li></ul>

## 基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

### 基本施策4 こどもや子育てを社会全体で支える機運の醸成

#### 【現状と課題】

- こどもや子育て世帯が、気兼ねなく様々な制度や支援を利用できるよう、社会全体で応援する意識改革が求められています。
- 本市では、こどもの幸せを第一に考え、こどもと過ごす時間を大切にする取組を進めてきました。また、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、社会全体でこどもや子育て世帯を支援する意識改革に努めるとともに、共育てを推進しています。年齢や性別を問わず全ての人が、様々な場で支援する取組を進めることで、子育ての楽しさを感じ、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成することが必要です。

#### 【施策の方向】

- こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成に努めます。

#### 【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>・（仮称）大垣市こども未来条例の周知啓発（再掲）</li><li>・こどもや子育てにやさしい社会の啓発</li><li>・地域全体で子育てを行う機運の醸成</li></ul>

## 第4章

# 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策

## 1 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等

### （1）教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供する施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことであり、この区域ごとに、各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要事業量を見込み、必要事業量を提供するための方策等を定めます。

本計画では、第三次計画と同様に、上石津地域・墨俣地域を含む市全域を「教育・保育提供区域」として設定します。

### （2）必要事業量の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域における子どもの数、保護者の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用意向、その他の事情を勘案して計画を作成することが求められています。

本市では、計画期間におけるこども人口を推計し、令和5年度に実施した「大垣市子育て支援に関するアンケート調査」に基づき、国が示す「量の見込みの算出の手引き」により必要量を算出するとともに、直近5か年の利用実績の推移等を勘案し、事業ごとに必要事業量を設定します。

#### <「教育・保育」の必要事業量>

教育・保育について、児童の年齢や保育の必要性に応じた、3区分に分けて認定することとなっており、認定区分ごとに必要事業量を設定します。

1号認定・・・満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が可能な子ども

2号認定・・・満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が困難な子ども

3号認定・・・満3歳未満で、家庭での保育が困難な子ども

【 利用できる教育・保育提供施設 】

区分	1号認定	2号認定	3号認定
認定こども園	○	○	○
幼稚園	○	○	×
保育園	×	○	○
地域型保育施設	×	×	○

### (3) 確保方策の設定

子ども・子育て支援事業計画では、必要事業量を確保するための計画事業量と方策を設定することとなっています。

「教育・保育」においては、各年度の教育・保育施設の必要利用定員総数等を、また、「地域子ども・子育て支援事業」においては、各年度のサービス提供人数などを計画事業量として設定するとともに、提供体制を確保するための取組を定めます。

### (4) 対象事業

教育・保育（子ども・子育て支援給付）	
施設型給付（教育・保育施設） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 保育園</li> <li>・ 幼保園</li> <li>・ 認定こども園</li> </ul>	地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 居宅訪問型保育事業</li> <li>・ 事業所内保育事業</li> </ul>

地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 利用者支援事業</li> <li>・ 時間外保育事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 一時預かり事業</li> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 子育て援助活動支援事業</li> <li>・ 妊婦健康診査事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・ 児童育成支援拠点事業</li> <li>・ 親子関係形成支援事業</li> </ul>

## 2 必要事業量と提供体制の確保

### (1) 教育・保育

#### ① 事業概要

事業名	事業概要
教育事業	学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業
保育事業	児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業

#### ② 利用状況

##### 【利用者数（各年4月1日現在）】

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用	1号(※)	1,043	1,038	913	879	839
保育利用	2号	2,680	2,608	2,588	2,477	2,416
	3号	1,245	1,292	1,236	1,230	1,208
	うち0歳	134	134	135	135	138
	うち1・2歳	1,111	1,158	1,101	1,095	1,070
合計		4,968	4,938	4,737	4,586	4,463

※新制度未移行の私立幼稚園利用者を含む

※市内在住者で市内の園の利用者

##### 【利用率（各年4月1日現在）】

(単位：%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用率(全体)		64.6	65.7	65.8	66.1	66.2
3歳以上児(1・2号)	うち1号	25.8	26.3	24.0	24.2	23.9
	うち2号	66.4	66.0	68.1	68.3	68.7
	3歳未満児(3号)	34.1	36.3	36.3	37.2	37.4
うち0歳	うち0歳	11.6	11.8	12.2	12.8	13.2
	うち1・2歳	44.6	47.8	47.9	48.4	48.9

※市内在住者で市内の園の利用者の利用率

### ③ 必要事業量と計画事業量

#### <教育事業>

##### (1) 1号・2号（教育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	820	795	775	757	752
うち1号	565	547	534	521	518
うち2号（教育利用）	255	248	241	236	234
②計画事業量	1,018	1,018	1,018	1,018	1,018
認定こども園	432	432	432	432	432
保育園	0	0	0	0	0
幼稚園（※）	586	586	586	586	586
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③＝②－①	198	223	243	261	266

※新制度未移行の私立幼稚園利用者を含む

#### <保育事業>

##### (1) 2号（保育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	2,303	2,231	2,178	2,124	2,110
②計画事業量	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781
認定こども園	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
保育園	959	959	959	959	959
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③＝②－①	478	550	603	657	671

## (2) 3号

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	1,350	1,341	1,331	1,324	1,315
うち0歳	158	157	156	155	154
うち1・2歳	1,192	1,184	1,175	1,169	1,161
②計画事業量	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378
認定こども園	838	838	838	838	838
保育園	503	503	503	503	503
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	37	37	37	37	37
③=②-①	28	37	47	54	63

## ④ 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	保育・幼児教育提供量の確保	保育所等を開設・運営し、保育・幼児教育の場を提供する。
2	保育所等施設・設備の充実	<p>こども・子育て支援機能強化のための施設の新築、増築又は改築を実施する。</p> <p>公立園等における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、トイレの洋式化等）による整備を推進する。</p> <p>民間保育所等（保育園、認定こども園、小規模保育園等）の整備を支援する。</p>

● 「教育・保育」一覽

(単位：人)

年度	区分		必要 事業量 ①	計画事業量（提供体制）				②-①	
				②	認定 こども 園	保育園	幼稚園		小規模 保育 事業所
令和7	1号		820	1,018	432	/	586	/	198
	2号	教育利用							
		保育利用	2,303	2,781	1,822	959	/	/	478
	3号		1,350	1,378	838	503	/	37	28
	合計		4,473	5,177	3,092	1,462	586	37	704
令和8	1号		795	1,018	432	/	586	/	223
	2号	教育利用							
		保育利用	2,231	2,781	1,822	959	/	/	550
	3号		1,341	1,378	838	503	/	37	37
	合計		4,367	5,177	3,092	1,462	586	37	810
令和9	1号		775	1,018	432	/	586	/	243
	2号	教育利用							
		保育利用	2,178	2,781	1,822	959	/	/	603
	3号		1,331	1,378	838	503	/	37	47
	合計		4,284	5,177	3,092	1,462	586	37	893
令和10	1号		757	1,018	432	/	586	/	261
	2号	教育利用							
		保育利用	2,124	2,781	1,822	959	/	/	657
	3号		1,324	1,378	838	503	/	37	54
	合計		4,205	5,177	3,092	1,462	586	37	972
令和11	1号		752	1,018	432	/	586	/	266
	2号	教育利用							
		保育利用	2,110	2,781	1,822	959	/	/	671
	3号		1,315	1,378	838	503	/	37	63
	合計		4,177	5,177	3,092	1,462	586	37	1,000

●3歳未満児の保育利用率（目標値・計画値）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満児（総数）	3,036人	2,970人	2,990人	2,933人	2,881人
0歳	1,008人	988人	968人	952人	938人
1・2歳	2,028人	1,982人	2,022人	1,981人	1,943人
②利用人数（必要事業量）	1,350人	1,341人	1,331人	1,324人	1,315人
0歳	158人	157人	156人	155人	154人
1・2歳	1,192人	1,184人	1,175人	1,169人	1,161人
③利用人数（確保方策）	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人
0歳	201人	201人	201人	201人	201人
1・2歳	1,177人	1,177人	1,177人	1,177人	1,177人
④利用率（目標値）②／①	44.5%	45.2%	44.5%	45.1%	45.6%
0歳	15.7%	15.9%	16.1%	16.3%	16.4%
1・2歳	58.8%	59.7%	58.1%	59.0%	59.8%
⑤利用率（計画値）③／①	45.4%	46.4%	46.1%	47.0%	47.8%
0歳	19.9%	20.3%	20.8%	21.1%	21.4%
1・2歳	58.0%	59.4%	58.2%	59.4%	60.6%

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 地域子育て支援拠点事業

#### 1. 事業概要

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### 2. 利用状況

(単位：箇所、人回)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
拠点事業	7	27,694	8	32,670	8	39,823	8	58,538	8	—
キッズピアおおがき	1	13,679	1	17,045	1	21,258	1	29,209	1	—
南部子育て支援センター	1	2,609	1	4,182	1	4,580	1	12,617	1	—
地域子育て支援センター	5	11,406	6	11,443	6	13,985	6	16,712	6	—
類似事業	3	4,736	7	7,490	7	12,171	8	17,357	8	—
子育てサロン	2	827	3	1,644	6	3,118	7	6,052	7	—
墨俣児童館	1	3,909	1	5,846	1	9,053	1	11,305	1	—
合計	10	32,430	15	40,160	15	51,994	16	75,895	16	—

#### 3. 必要事業量と計画事業量

(単位：箇所、人回)

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
必要事業量	—	86,681	—	86,200	—	85,695	—	85,263	—	84,724	
計画事業量	拠点事業	8	69,490	8	69,048	8	68,584	8	68,188	8	67,724
	類似事業	8	17,192	8	17,152	8	17,111	8	17,076	8	17,034
	合計	16	86,681	16	86,200	16	85,695	16	85,264	16	84,758

#### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援拠点の充実	キッズピアおおがき子育て支援センター等を開設・運営し、子育て相談、子育て情報提供、子育て人材育成、子育て交流を推進することにより、子育て家庭の育児不安の軽減や孤立感の解消を図る。
2	子育てサロンの開催	市内各所において子育てサロンを開催し、子育て家庭の育児不安、孤立感の解消を図る。
3	墨俣児童館の運営	墨俣児童館を運営し、健全な遊び・体験活動等を通じてこどもの健康の増進と豊かな情操を育成する。

## ② 利用者支援事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
利用者支援事業	こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

### 2. 実施状況

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所数	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

※令和6年度の母子保健型は、実際はこども家庭センター型

### 3. 必要事業量と計画事業量

#### (1) 基本型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1	2	2	2	2
計画事業量	1	2	2	2	2

#### (2) こども家庭センター型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1	1	1	1	1
計画事業量	1	1	1	1	1

### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	利用者支援施設の開設・運営	キッズピアおおがき子育て支援センター及び南部子育て支援センター並びにこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する。

### ③ 時間外保育事業（延長保育）

#### 1. 事業概要

事業名	事業概要
時間外保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

#### 2. 実施状況

##### 【実施箇所数】

（単位：箇所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	34	33	33	33	33

##### 【利用者数】

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,889	1,943	1,941	1,885	-

#### 3. 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015
計画事業量	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020

#### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	延長保育の実施	認定こども園、保育園等において延長保育を実施し、保護者の就労を支援する。

#### ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 1. 事業概要

事業名	事業概要
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

##### 2. 実施状況

（単位：箇所、人日）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
延利用者数	5	59	5	148	5	129	5	88	5	—

##### 3. 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人日）

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	—	130	—	130	—	130	—	130	—	130
計画事業量	5	130	5	130	5	130	5	130	5	130

##### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の疾病、就労等により一時的に児童を養育できない場合に、児童養護施設等が児童を預かり、養育する子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する。

## ⑤ 一時預かり事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### 2. 実施状況

(単位：人日)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	22,031	24,511	26,551	25,499	26,464
一時預かり (私立幼稚園等)	13,970	20,098	22,274	21,525	21,566
一時保育 (保育園等)	5,463	3,474	3,422	2,807	3,678
一時預かり (キッズピア)	315	104	194	345	377
ファミリーサポ ートセンター	2,277	826	660	822	843
トワイライトス テイ	6	9	1	0	0

※一時預かり（私立幼稚園等）の延利用人数は、幼稚園における預かり保育分

※ファミリーサポートセンター事業の延利用人数は、就学前児童分

### 3. 必要事業量と計画事業量

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	34,899	34,591	34,371	34,139	34,070
計画事業量	35,130	35,120	35,120	35,110	35,110
一時預かり (私立幼稚園等)	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
一時保育 (保育園等)	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
一時預かり (キッズピア)	320	310	310	300	300
ファミリーサポ ートセンター	900	900	900	900	900
トワイライトス テイ	10	10	10	10	10

#### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	一時保育の実施	保護者の疾病や就労、冠婚葬祭等の理由により、日中に家庭で保育できない子どもを対象に、一時保育を実施する。
2	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営し、こどもの一時預かりなどの援助を行う。
3	一時預かりサービスの実施	キッズピアおおがき子育て支援センター交流サロン内において、生後2か月から就学前までの子どもを対象に、一時預かりサービスを行う。
4	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施	保護者の就労等により、平日夜間や休日に児童を養育できない場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を実施する。

## ⑥ 病児保育事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

### 2. 実施状況

(単位：人日)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	231	32	143	233	411
市内施設	231	20	78	43	153
市外施設	0	12	65	190	258

### 3. 必要事業量と計画事業量

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	270	264	259	254	250
計画事業量	820	820	820	820	820
市内施設	560	560	560	560	560
市外施設	260	260	260	260	260

### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	病児保育実施施設の確保	市内外の病児保育施設との連携を図り、病気やけがの回復期にある子どもを預かる病児保育施設を確保する。また、病児保育に関する情報提供の充実を図り、利用を促進する。

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### 2. 実施状況

（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	1,131	531	376	131	368

※延利用人数は、小学生児童分

### 3. 必要事業量と計画事業量

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	400	400	400	400	400
計画事業量	400	400	400	400	400

### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営し、こどもの一時預かりなどの援助を行う。

## ⑧ 妊婦健康診査事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行う事業

### 2. 実施状況

(単位：回、件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査受診回数	13,751	13,945	13,561	12,782	11,425
①妊娠届出件数	1,188	1,181	1,097	1,096	935
②1人あたり健診回数	11.57	11.81	12.36	11.66	12.22

### 3. 必要事業量と計画事業量

(単位：回、件)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
①妊娠届出件数	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12
計画事業量	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
①妊娠届出件数	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12

### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	妊婦健康診査の受診 勧奨	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用を補助する。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 / ⑩ 養育支援訪問事業

1. 事業概要

事業名	事業概要
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

2. 実施状況

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	1,281	1,286	1,215	1,177	1,110
乳児家庭全戸訪問事業	1,127	1,129	1,079	1,048	957
養育支援訪問事業	154	157	136	129	153

3. 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
乳児家庭全戸訪問事業	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150
計画事業量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
乳児家庭全戸訪問事業	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150

4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	すこやか赤ちゃん訪問の実施	生後4か月までの乳児を養育する全ての家庭を訪問する。
2	養育支援訪問の実施	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、必要な助言・指導を行う。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	保護者の労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

### 2. 利用状況

#### (1) 公立

##### 【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	903	874	920	946	1,000
1～3年生	806	793	825	853	903
1年生	340	359	348	370	400
2年生	285	254	303	278	304
3年生	181	180	174	205	199
4～6年生	97	81	95	93	97
4年生	97	81	95	93	97
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※月平均の在籍児童数

##### 【利用率】

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	10.6	10.2	11.0	11.5	12.4
1～3年生	19.8	18.9	20.3	21.5	23.1
1年生	24.2	26.9	26.5	27.9	31.0
2年生	20.0	18.1	22.7	21.3	23.1
3年生	12.8	12.5	12.3	15.4	15.2
4～6年生	2.3	1.9	2.2	2.2	2.3
4年生	2.3	1.9	2.2	2.2	2.3
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※市内全小学校の学年別児童数（各年5月1日現在）に対する利用率

## (2)民間

### 【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(2団体)	51	55	56	56	58

※月平均の在籍児童数

### 3. 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	990	976	946	927	899
1～3年生	859	842	818	800	776
1年生	354	343	334	332	314
2年生	299	300	288	280	279
3年生	206	199	196	188	183
4～6年生	131	134	128	127	123
4年生	110	113	107	106	102
5年生	15	15	15	15	15
6年生	6	6	6	6	6
計画事業量	990	980	950	940	910
1～3年生	870	860	830	820	790
1年生	360	350	340	340	320
2年生	300	310	290	290	280
3年生	210	200	200	190	190
4～6年生	120	120	120	120	120
4年生	100	100	100	100	100
5年生	15	15	15	15	15
6年生	5	5	5	5	5

### 4. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	留守家庭児童教室の運営及び支援	放課後において、労働等により家庭に保護者がいない小学生児童を預かる留守家庭児童教室の運営及び施設の整備を実施する。また、民間事業者への施設整備等支援を行う。
2	留守家庭児童教室指導員の確保	留守家庭児童教室指導員を広く募集し、必要な人材を確保するとともに、指導に必要な知識・技能を習得するための研修を行うなど、指導員の育成を行う。

## ⑫ 子育て世帯訪問支援事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

### 2. 必要事業量と計画事業量

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	282	277	270	264	257
計画事業量	288	288	288	288	288

### 3. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。

### ⑬ 児童育成支援拠点事業

#### 1. 事業概要

事業名	事業概要
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

#### 2. 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	24	23	23	22	22
計画事業量	0	0	0	22	22

#### 3. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。

## ⑭ 親子関係形成支援事業

### 1. 事業概要

事業名	事業概要
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

### 2. 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	12	12	11	11	11
計画事業量	0	0	11	11	11

### 3. 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	親子関係形成支援事業の実施	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施する。

# 第5章 計画の推進体制

## 1 大垣市子育て支援会議

「大垣市子育て支援会議」は、大垣市子育て支援条例第10条に基づき、市が実施する子育て支援施策を推進するための組織であり、学識経験者、医療・福祉・教育など各方面において活躍する専門家や公募委員等で構成されています。

この「大垣市子育て支援会議」において第三次子育て支援計画の内容等を審議し、子育てに優れた見識を有する各委員による意見を計画に反映するよう努めました。また、子育て支援会議は公開会議とし、計画策定経過等の透明性を確保しました。

## 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、「大垣市子育て支援会議」において、年度ごとに点検・評価を行います。

また、次期計画の策定にあたっては、意識調査を行い、基本目標ごとの事業の達成状況などを分析し、必要な施策を検討していきます。

なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。

PDCAサイクルのイメージ

